

離婚

事案の概要

男性 会社経営者

妻との生活に嫌気がさした相談者は、妻に離婚したい旨を相談するも拒絶されたため、やむなく別居を敢行しました。

妻の代理人弁護士からは、月額40万円を超える生活費を求める調停を申し立てられたことから、どうしたらいいものかと事務所に相談に来られました。

解決結果

離婚調停の当初、離婚の解決金として1億円といった法外な要求がなされましたが、最終的には1年間の話し合いを経て1,000万円をこちらが支払うことで解決となりました。

担当弁護士からひとこと

相談者の年収が3,000万円を超えるものであった（と相手方が主張する）一方、相手方が専業主婦であったため、多額の生活費（婚姻費用）を離婚するまで支払わなければならない事案でした。離婚調停が決裂しそうになったところ、このまま離婚訴訟を提起したとしてもさらに1年以上の時間を要すること、離婚が絶対に認められるとまでは不明であることなどから、1,000万円を受け入れることとし、離婚に至りました。